

国立大学法人富山大学知的財産ポリシー

平成 17 年 10 月 1 日制定
令和 4 年 4 月 1 日改正

1 使命と知的財産

国立大学法人富山大学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色のある国際水準の教育及び研究を行い、高い使命感と想像力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化と人間社会の調和的発展に寄与する。

21 世紀において、知的財産の創出とその活用が社会・経済の発展に大きく寄与するとの認識のもとに、本学は、その使命としての教育、研究、地域貢献の積極的役割を果たす活動の中で知的財産権の取得に努め、その結果を産業界はじめ広く社会に還元することにより本学のさらなる活性化と地域社会貢献の促進を図る、いわゆる「知」の創造サイクルの達成を目指すものである。

2 目的

本学の職員等が職務として行う教育、研究、地域・国際社会貢献の活動から生み出される財産的価値を持つもの（以下「知的財産」という。）の取扱いに係る基本的事項について考え方を明確にし、知的財産の創出者の権利を保護し、創出意欲の向上を図るとともに、得られた知的財産を広く社会に役立てるため、本学が自ら創出、取得、管理、活用を図るための基本的事項と指針を定める。

3 対象者

国立大学法人富山大学職務発明規則に定める職員等（以下「職員等」という。）を適用の対象者とする。なお、本学と雇用関係のない者については、その者と合意の上、知的財産に関わる権利を本学が継承する場合には、本ポリシーの対象者とする。

4 範囲

本ポリシーの知的財産の範囲は以下のものとする。

- ① 特許法、実用新案法、意匠法、商標法に規定されている発明、考案、意匠、商標。
- ② 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定されている回路配置。
- ③ 種苗法に規定されている品種。
- ④ 著作権法に規定されているプログラムの著作物及びデータベースの著作物。
- ⑤ 研究成果有体物。
- ⑥ 秘匿することが可能で、かつ財産的価値のある技術情報（ノウハウ）。

5 機関帰属

本ポリシーで規定された知的財産は、大学として組織的に維持・管理し、産業界等での有効な活用を図るため、原則として機関帰属とする。さらに、それらのうち権利として保護すべき価値があるものについては、積極的に権利化を図る。

6 組織

本学の知的財産に関する基本的な方針等の検討は、富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部が行う。

7 届出

職員等は、本ポリシーで規定された知的財産を創出したときは届け出なければならない。ただし、著作権法に規定されているプログラムの著作物及びデータベースの著作物、研究成果有体物並びに秘匿することが可能で、かつ財産的価値のある技術情報（ノウハウ）については、学外の

第三者に貸与、譲渡又はこれらに関する情報を公表しようとするときに予め届け出るものとする。

8 認定と審査

- (1) 本学は、発明審査会を置き、届出のあった知的財産について職務発明等の認定を行い、さらに技術的、特許法等の法的及び市場的観点から検討し、権利の承継の適否の審査を行う。
- (2) 本学は、届出のあった知的財産の帰属及び権利の承継について決定をしたときは、当該職員等に対して遅滞なく通知するものとする。

9 異議

本学は、権利の帰属及び承継の決定等に対して職員等に異議申立の機会を与える。

10 権利化

本学における研究等の成果を知的財産権として権利化することは、本学及び職員等にとって、次のような効果をもたらす。

- ① 社会における活用・実現に寄与する。
- ② 実施料の還元等をもたらす、研究資金の確保にも資する。
- ③ 本学の成果が社会的に明示され、産学官連携の強化に資する。
- ④ 成果の実施により新たな研究課題等の把握に資する。

よって、職員等はこの権利化に協力するものとする。

11 補償と業績

- (1) 本学は、権利を譲渡した職員等に補償金を支払う。
- (2) 本学は、知的財産を創出した職員等のインセンティブ付与のため、適正な利益の還元と業績評価を確保する。

12 維持と管理

- (1) 本学は、知的財産権を維持し必要な管理を行う。
- (2) 知的財産権の維持の要否を定期的に富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部において検討し、特許権等の維持を要しないと判断したものについては、放棄又は当該特許権等を創出した職員等に譲渡する。

13 活用

- (1) 本学は、産業界等へ知的財産を速やかに移転し、その実施を促進するため、自ら積極的に民間機関等へ技術移転の促進、実施者の発掘を図る。
- (2) 本学の知的財産を実施、譲受又は貸与を受けたい旨等の申出があったときには、適正な対価により、積極的な活用を図る。
- (3) 共同研究及び受託研究により創出された知的財産の実施については、長期的な視点に立ったパートナーシップを確立し、戦略的な研究活動を行うための情報及び資金を得ることに配慮し、適正な対価により、積極的な活用を図る。
- (4) 職員等が創出した知的財産を当該職員等が使用してベンチャービジネスに活用するときは、必要に応じて、権利の譲渡等優遇的な措置を図る。

14 費用

本学が承継した知的財産の権利化、維持、管理、活用及び当該権利の訴訟に係る費用等は、本学がその持分に依りて負担する。

15 守秘義務

知的財産の創出及びそれに関わる情報に関与した職員等は、必要な期間、その秘密を守らなければならない。